## 登録金融機関の吸収合併の公告

左記農業協同組合は吸収合併により、ひたちなか農業協同組合（住所茨城県ひたちなか市大平一丁目二〇番一号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年八月一日であり、合併後の名称は、常陸農業協同組合とします。

平成二十六年六月十八日

茨城県常陸大宮市田子内町三〇九一番地の六　茨城みどり農業協同組合

代表理事組合長　野上　昭雄

茨城県常陸太田市山下町三八八九番地　茨城みずほ農業協同組合

代表理事組合長　木村　人司

茨城県高萩市本町一丁目一〇〇番地の二　茨城ひたち農業協同組合

代表理事組合長　大越　實

## 事業譲受け公告

平成二十六年六月十三日開催の甲の通常総会において、乙一乃至乙十六漁業協同組合の信用事業全部を譲り受けることを決議いたしましたので、これに対して異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十六年六月十八日

長崎県長崎市五島町二番二七号　（甲）長崎県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　久保田　正

長崎県長崎市毛井首町一番地一五八　（乙一）長崎市みなと漁業協同組合

代表理事組合長　川端　勲

長崎県長崎市三重町三四八番地七　（乙二）長崎市新三重漁業協同組合

代表理事組合長　柏木　哲

長崎県西彼杵郡時津町浦郷五四二番地一八　（乙三）大村湾漁業協同組合

代表理事組合長　松田　孝成

長崎県西海市大島町一三二五番地一〇七　（乙四）西海大崎漁業協同組合

代表理事組合長　宮原　満吉

長崎県佐世保市針尾西町六一四番地六　（乙五）針尾漁業協同組合

代表理事組合長　平野　重美

長崎県諫早市有喜町一三二番地三　（乙六）橘湾中央漁業協同組合

代表理事組合長　濱　正夫

長崎県長崎市戸石町一五一九番地三四　（乙七）長崎市たちばな漁業協同組合

代表理事組合長　長野　正照

長崎県諫早市小長井町小川原浦四九九番地　（乙八）小長井町漁業協同組合

代表理事組合長　新宮　隆喜

長崎県雲仙市小浜町北本町一四番地四〇　（乙九）橘湾東部漁業協同組合

代表理事組合長　井上　真二

長崎県島原市有明町湯江甲七五番地　（乙十）有明漁業協同組合

代表理事組合長　松本　正明

長崎県島原市霊南二丁目一六番地二一　（乙十一）島原漁業協同組合

代表理事組合長　北浦　守金

長崎県五島市福江町一一九〇番地九　（乙十二）五島漁業協同組合

代表理事組合長　草野　正

長崎県五島市福江町一一九〇番地九　（乙十三）五島ふくえ漁業協同組合

代表理事組合長　熊川　長吉

長崎県五島市奈留町一八三九番地七　（乙十四）奈留町漁業協同組合

代表理事組合長　大久保金政

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷二二七三番地　（乙十五）上五島町漁業協同組合

代表理事組合長　近藤　守

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷三八二番地一三　（乙十六）有川町漁業協同組合

代表理事組合長　中山　弘光

## 訂正公告

平成二十六年五月九日（号外第一〇一号）掲載の弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し中、田中稚子元会員の登録取消し（月日）「10月27日」とあるは、「10月21日」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年六月十八日　日本弁護士連合会

## 取消公告

平成二十六年六月十一日（号外第一三〇号）二十八頁掲載の第七期決算公告は取消します。

平成二十六年六月十八日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号　株式会社ＴＯＣ・バイヤーズネット

代表取締役社長　大谷　卓男

## 正誤

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十六年四月十四日（号外第八十四号）公布財務省令第四十一号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）（印刷誤り） | | | | |
| 五〇ページ五から六行目の | | | 「当期分の特別控除額(9)―(10)」 | は |
| | | | 「当期分の特別控除額(9)―(10)」 | の誤り。 |
| 五〇ページ終りから四から三行目の | | | 「平・・・平・・・（別表六の二(二十一)付表「38の②」）平・・・平・・・（別表六の二(二十一)付表「39の②」）平・・・平・・・（別表六の二(二十一)付表「40の②」）平・・・平・・・（別表六の二(二十一)付表「41の②」）」 | は |
| | | | 「平・・・平・・・（別表六の二(二十一)付表「38の②」）平・・・平・・・（別表六の二(二十一)付表「39の②」）平・・・平・・・（別表六の二(二十一)付表「40の②」）平・・・平・・・（別表六の二(二十一)付表「41の②」）」 | の |
| 五三 | 一一 | | 「基準雇用者給与等支給額(28)×(29)」 | 「基準雇用者給与等支給額(28)×(29)」(30) |
| 〃 | 終りから一〇 | | 「基準雇用者給与等支給額(28)×(29)×70/100」(30) | 「基準雇用者給与等支給額(28)×(29)×70/100」(30) |
| 六六 | 五 | 連結事業年度同法 | 「中小法人等の定額控除限度額 | 連結事業年度（同法 |
| 六七ページ終りから一行目の | | | (1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額 | (3)は |
| | | | 「中小法人等の定額控除限度額 | 」 |
| | | | (1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額 | (3)の誤り。 |
| | | | 」 | 」 |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十八日付第一三六号―三月二十八日付参会第二一

二八ページ●同日付政府調達第一一二号二四ページ●

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

価格　一ヵ月（休日一日）（本体一、五一〇円）

定期　本号一部（配送料別）　一四〇円（本体一、三〇〇円）